

令和5年9月19日

報道機関各位

山形県総務部財政課長

山形県みらい企画創造部市町村課長

令和4年度財政の健全化判断比率等について

令和4年度の県及び県内市町村の財政の健全化判断比率と、その前提となる普通会計決算がまとまりましたので、お知らせします。

問合せ先

財政課 副主幹 岸 630-2048

市町村課 課長補佐（財政担当）

小田部 630-3268

（報道監）総務部次長 高橋

みらい企画創造部次長 會田

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」に係る本県の状況について[速報]

令和5年9月
総務部

1 健全化判断比率（4指標）の状況（参考 標準財政規模 約3,301億円）

- (1) **実質赤字比率**（一般会計及び7特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
全会計とも黒字又は収支均衡であるため、該当なし
- (2) **連結実質赤字比率**（一般会計・7特別会計を含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
病院事業会計で資金不足が生じているものの全体では黒字であるため、該当なし
- (3) **実質公債費比率**（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉R2～R4 平均 12.3%（R1～R3 平均 12.0%）
- (4) **将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉217.0%（R3 211.5%）

2 公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率・・・資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業ごと）

〈対象〉流域下水道・電気・工業用水道・資産運用・水道・病院・土地取得・港湾整備

〈状況〉病院事業会計：6.4%（R3 10.0%）※その他会計：該当なし

《参考》 早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について（県基準）

比率名	R4	R3	早期（経営）健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	該当なし	該当なし	3.75%	5%
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	8.75%	15%
実質公債費比率	12.3%	12.0%	25%	35%
将来負担比率	217.0%	211.5%	400%	
資金不足比率（病院事業会計）	6.4%	10.0%	20%	
〃（その他）	該当なし	該当なし	20%	

以上

令和4年度 山形県の普通会計決算の概要

令和 5年9月
総務部

普通会計決算とは、地方公共団体間の財政状況の比較分析などに活用される統計で、一般会計と特別会計(公営事業会計を含まない)を合算したものです。

1 歳入歳出決算額

		(対前年度比)		
(1)歳入	7,161億円	△85億円	(△1.2%)	
(主なもの)				
地方税	1,468億円	+12億円	(+0.8%)	地方消費税(都道府県間清算後)の増加等
地方交付税	1,911億円	△75億円	(△3.8%)	普通交付税の減少
国庫支出金	1,372億円	+142億円	(+11.5%)	新型コロナウイルス感染症に係る交付金の増加等
諸収入	1,149億円	+8億円	(+0.7%)	県立病院事業貸付金元利収入の増加等
地方債	643億円	△153億円	(△19.2%)	臨時財政対策債の減少等
(2)歳出	7,018億円	△85億円	(△1.2%)	
(主なもの)				
人件費	1,471億円	△11億円	(△0.7%)	職員数の減等
投資的経費	1,211億円	+2億円	(+0.2%)	防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に伴う執行額の増加等
物件費	380億円	+107億円	(+39.3%)	観光誘客緊急対策事業費の増加等
補助費等	1,674億円	+15億円	(+0.9%)	コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応による増加等
積立金	70億円	△203億円	(△74.4%)	県債管理基金積立金の減少等
貸付金	1,061億円	+11億円	(+1.0%)	病院事業運営費貸付金の増加等
◇形式収支	143億円	△0.4億円	(△0.3%)	《歳入－歳出》
◇実質収支	82億円	+20億円	(+31.6%)	《形式収支－翌年度へ繰越すべき財源》

2 主な財政指標等

指標名	30年度	元年度	2年度	3年度 A	4年度 B	増減 B-A
①標準財政規模(億円)	3,268	3,229	3,259	3,410	3,301	△109
②経常収支比率(%)	95.5	95.7	94.5	88.7	94.4	5.7
③財政力指数	0.36563	0.37352	0.37896	0.36209	0.35964	△0.00245

以上

普通会計決算について【概念図】

普通会計とは

- 個々の地方公共団体ごとに一般会計、特別会計の範囲が異なっていることから、地方公共団体間の財政比較や、統一的な把握を可能とするため、地方財政統計等において用いられる会計区分です。
- 具体的には、一般会計と公営事業（電気事業、病院事業など）以外の特別会計をひとつの会計としてまとめた会計区分です。
- 普通会計決算は、地方財政計画の作成、地方公共団体間の財政状況の比較分析などに活用されます。

